



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

- 労働委員会規則
 - *1 和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 603 平成19年度地籍調査事業計画の策定(地域振興課)
 - 604 平成18年事業所・企業統計調査名簿データチェック電子計算機処理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(統計課)
 - 605 優良映画の推奨(青少年課)
 - 606 有害図書等の指定(")
 - 607 貸金業の登録の取消し(商工観光労働総務課)
 - 608 保安林の指定の解除予定(森林整備課)
 - 609 保安林予定森林(")
- 公安委員会告示
 - 16 遊泳区域の指定
- 選挙管理委員会告示
 - *55 和歌山県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県選挙管理委員会規程(平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第23号)の一部改正
- 監査委員告示
 - *1 和歌山県監査委員事務局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程の一部を改正する規程
- 収用委員会告示
 - *1 和歌山県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県収用委員会規程の一部改正
- 公告
 - 入札公告(統計課)
 - 情報システムの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査の実施(情報政策課)
- 県議会に関する事項
 - *和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程
- 正誤
 - 平成19年4月17日付け和歌山県報第1851号和歌山県労働委員会告示第1号中

労働委員会規則

和歌山県労働委員会規則第1号

和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年4月27日

和歌山県労働委員会会長 吉澤義則

和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年和歌山県労働委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

本則に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる」とあるのは、「和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)第15条第2項の」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第603号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により平成19年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成19年4月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行う者の名称

和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町

2 調査区域

別表1参照

3 調査期間

平成19年4月27日から平成20年3月31日

別表1

郡市	市町村名	区域名
和歌山市	和歌山市	北野の一部 弘西の一部

海南市	海南市	江南の一部 松原の一部 大谷の一部 平井の一部 朝日の一部	新宮市	新宮市	本宮町静川の一部 本宮町小々森の一部 本宮町曲川の一部
橋本市	橋本市	岡田 且来の一部 黒江 七山の一部	紀の川市	紀の川市	三輪崎の一部 四瀬の一部 九重の一部 佐野の一部 能城山本の一部 田長の一部
有田市	有田市	彦谷の一部 平野の一部 野の一部 山田の一部 上田の一部 中道の一部 隅田町中島の一部 菖蒲谷の一部 出塔の一部 恋野の一部 紀見の一部 小原田の一部			上田井の一部 下丹生谷の一部 古和田の一部 畑野上 西川原の一部 東川原の一部 下鞆渕の一部 王子 名手西野の一部 桃山町調月の一部 貴志川町西山の一部 枇杷谷の一部 豊田の一部 東三谷の一部 中三谷の一部 西三谷の一部 中井阪 東野の一部 中鞆渕の一部 藤崎 桃山町段新田
御坊市	御坊市	宮原町滝川原の一部 糸我町中番の一部 下中島の一部 初島町浜の一部			
田辺市	田辺市	湯川町財部の一部 藤田町吉田の一部 熊野の一部	岩出市	岩出市	尼ヶ辻 山崎 清水の一部 金池の一部 東坂本の一部 根来の一部 新田広芝の一部 今中の一部 山田 溝川 森 堀口 北大池の一部 中黒の一部 大町 水栖の一部 高塚の一部 川尻の一部 南大池 波分
		鮎川の一部 下川下の一部 面川の一部 本宮町養尾谷の一部 本宮町野竹の一部 上野の一部 上三栖の一部 稲成町の一部 上芳養の一部 龍神村福井の一部 龍神村柳瀬の一部 中辺路町近露の一部 中辺路町高原の一部 下川上の一部 本宮町三越の一部 本宮町一本松の一部 本宮町武住の一部 本宮町大瀬の一部 新庄町の一部 湊の一部			

海草郡	紀美野町	谷の一部 南畑の一部 毛原宮の一部			大字小池の一部 大字池田の一部 大字志賀の一部 大字小浦の一部 大字産湯の一部 大字小坂の一部 大字阿尾の一部 大字方杭
伊都郡	かつらぎ町	大字日高の一部 大字東谷の一部 大字新城の一部 大字妙寺の一部 大字花園梁瀬の一部 大字大畑の一部 大字短野の一部 大字滝の一部 大字御所の一部 大字花園中南の一部		由良町	大字吹井の一部 大字衣奈の一部 大字小引の一部 大字戸津井 大字大引の一部 大字三尾川の一部
	九度山町	大字上古沢の一部 大字北又の一部 大字下古沢の一部 大字笠木の一部 大字中古沢の一部		印南町	大字島田の一部 大字西ノ地の一部 大字津井の一部
	高野町	大字高野山の一部 大字相ノ浦の一部		みなべ町	芝の一部 山内の一部 気佐藤の一部 東本庄の一部 清川の一部 北道の一部 南道の一部 東岩代の一部 筋の一部 植田の一部
有田郡	湯浅町	大字栖原の一部 大字田の一部		日高川町	大字藤野川の一部 大字土生の一部 大字佐井の一部 大字山野の一部 大字田尻の一部 大字高津尾の一部 大字船津の一部 大字愛川の一部 大字熊野川の一部 大字滝頭の一部 大字伊藤川の一部 大字坂野川の一部 大字浅間
	広川町	大字前田の一部 大字上津木の一部 大字下津木の一部			
	有田川町	大字吉見の一部 大字田口の一部 大字大谷の一部 大字井口の一部 大字船坂の一部 大字生石の一部 大字長谷川の一部 大字西ヶ峯の一部 大字下湯川の一部 大字上湯川の一部 大字押手の一部 大字賢の一部 大字川口の一部 大字瀬井の一部 大字遠井の一部 大字沼の一部		西牟婁郡	白浜町
日高郡	美浜町	大字田井の一部 大字和田の一部 大字濱ノ瀬			安宅の一部 栄の一部 田野井の一部 十九淵の一部 富田の一部 中の一部 日置の一部
	日高町			上富田町	

東牟婁郡	すさみ町	生馬の一部
	那智勝浦町	江住の一部
		周参見の一部
		見老津の一部
	古座川町	大字湯川の一部
		大字天満の一部
大字二河の一部		
大字市屋の一部		
北山村	真砂の一部	
串本町	大字大沼の一部	
		鬮野川の一部
		伊串の一部

和歌山県告示第604号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県が発注する「平成18年事業所・企業統計調査名簿データチェック電子計算機処理業務」に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成18年事業所・企業統計調査名簿データチェック電子計算機処理業務

(2) 契約期間

平成19年5月29日（火）から平成20年3月10日（月）まで

2 資格審査申請書類及び配布方法等

(1) この一般競争入札に参加しようとする者は、次の書類を和歌山県企画部計画局統計課へ提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 経営の規模及び状況一覧
- ウ 直前2年分の法人税又は所得税の納税証明書
- エ 直前1年分の事業年度の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）
- オ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- カ 印鑑証明書
- キ 各種規定に基づく登録又は認定を受けていることを証明する証明書（登録又は認定を受けている者のみ）
- ク 使用印鑑届

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のウからキまでに掲げる申請書類については、和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札登録参加通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年4月27日（金）から平成19年5月11日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館503号室

(2) 日時

平成19年5月9日（水）午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間

2に掲げる申請書類は、平成19年4月27日（金）から平成19年5月11日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受付を行う。

5 資格審査申請書類の受付場所

和歌山県企画部計画局統計課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2399
ファクシミリ番号 073-441-2386

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請書類の受理日及び入札当日の両日において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 契約の履行のために十分な経営の規模及び状況を有していること。
- (5) 法人税又は所得税を滞納していない者であること。
- (6) 使用するプログラムの一部が総務省統計局から提供されるため、提供されるプログラムにより、的確に電

算処理が実行できる者であること。

なお、電算処理に必要となるシステム構成等は、次のとおりである。

ア プログラム

(ア) 言語

COBOL言語

”JISX3002-1988”を使用。ただし、漢字文字印刷処理については、”COBOL for MVS V1.02 (IBM)”の日本語情報処理機能を用いている。

(イ) 作成を行った機種

IBM 9672-RA6 (z/OS V1)

イ 入出力装置

装置名	備 考
磁気テープ装置	(ア) 最大5台使用できること。ただし、磁気ディスクを用いることにより、磁気テープ装置を最低1台用意すれば処理できる。 (イ) カートリッジテープを読み書きできること。 (ウ) 「ウ 磁気テープの仕様」で示された仕様で記録された磁気テープの読み書きが可能であること。
磁気ディスク装置	(ア) プログラム格納用ファイル及びソート等のワークファイルとして使用する。 (イ) ソートのワークファイルとして使用する場合は、データの約2倍の容量が必要である。
印刷装置	(ア) 印字桁数及び行数は1バイト文字を印字した場合で、133文字×60行である。 (イ) 1バイト文字4文字分の領域に対して2バイト文字3文字を印字するものとする。 (ウ) 印字文字は、英数字、カナ文字、漢字、特殊文字である。 (エ) フォームオーバーレイを印刷できること。

ウ 磁気テープの仕様

(ア) トラック数 18トラック

(イ) パリティ ODD (奇数)

(ウ) 記録密度 約76000BPI (36トラック)

(エ) IRG 0.08インチ

(オ) コード体系 1バイトコード EBCDIC
2バイトコード 「JISコード」

(カ) ラベル なし

(キ) ブロックサイズ 各種データレコード長×5

(ク) テープ長 約561フィート

(ケ) メディア カートリッジ

(コ) 幅、奥行き、高さ 幅109.9mm,奥行き125.0mm,高さ24.5mm

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年5月17日(木)までに通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年5月22日(火)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年5月24日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第605号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第6条の規定により、優良映画として、次の映画を平成19年4月17日推奨した。

平成19年4月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1	推奨番号	平成19年-1
2	題 名	風のダドゥ
3	上映時間	1時間32分
4	制作・監督 脚本等	制作・監督 中田新一 脚本 南注根
5	映画の内容	春を待つ阿蘇山をひとり彷徨う16歳の少女浅野歩美 孤独感に耐えきれずに家を飛び出し、山中で意識を失い倒れていたところを、装蹄師の桜田によって、彼が働く「阿蘇ふれあい牧場」に運ばれる。 牧場では、かつて競馬界で名調教師として名を馳せた安藤幹生とその家族、ある出来事をきっかけに過去を捨てた元高校教師、言葉を失った少年たちが暮らしていた。 一命を取り留めた歩美は、しばらくそこで生活することを決意し、阿蘇の雄大な自然の中、彼らの誠実な人柄に触れ、元競走馬メイワジョニーとの出逢いを通して、次第に心を開いていく。 そんな矢先、突然、受け入れがたい出来事が起きる。 そして、歩美は深い失意の底に突き落とされる。 生きる希望を見失った彼女が、かつて出逢ったことのない様々な優しさに触れ、再び生き返る力を与えられる。
6	備 考	推薦：有限会社関西プロデュースセンター 後援：青少年育成国民会議 他

推奨理由

生きる希望を見失った16歳の少女が、かつて出逢ったことのない様々な人との優しさに触れ、戸惑いながらも再生してゆくこの物語は、人間的な愛情を豊かに育てるものであり、青少年の健全育成に有益である。

和歌山県告示第606号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成19年4月17日指定した。

平成19年4月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
雑誌	芸能アイドル裏JAPAN vol.1.5	62871-29	メディアソフト
月刊誌	実話マッドマックス 5月号	15279-05	コアマガジン
月刊誌	スコラ 5月号	15401-5	スコラマガジン
月刊誌	ザ・ベストマガジン 5月号	14003-05	ベストセラーズ
月刊誌	問題実話 5月号	18759-5	桃園書房
雑誌	DVDスーパーハプニングお宝パラダイス vol.7	66789-25	桃園書房
月刊誌	ピンキーマガジン 4月号	不明	H(アッシュ)
月刊誌	ケータイバンディッツ 5月号	13319-05	ミリオン出版
雑誌	エキサイター vol.13	04118-05	パウハウス
雑誌	EX plosion	68914-04	雄出版
月刊誌	NITRO-X 5月号	07111-5	雄出版
雑誌	Hot SPA 4/30臨時増刊号	23457-4/30	扶桑社
月刊誌	ドキュメント 5月号	05267-5	竹書房
雑誌	BLACK BOX vol.7	08842-05	パウハウス
雑誌	お宝ガールズ 5月号	02257-05	コアマガジン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第607号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年4月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号又は名称 瀬戸商事
- 2 氏名 瀬戸達也
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市岡山丁35番地 坂田ビル2階
- 4 登録番号 和歌山県知事(N1)第01387号
- 5 登録年月日 平成16年5月17日
- 6 行政処分の年月日 平成19年4月17日
- 7 行政処分の内容 登録の取消し

8 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第1号に該当するため

和歌山県告示第608号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年4月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡広川町大字上中野字馬上205の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第609号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年4月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字井関字津兼184の20、184の102、184の103、184の105、184の106、大字下津木字下山田1357の2、1357の5、1358の1、1363、1364、1365(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第16号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成19年4月27日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地先の海域で、「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年5月3日から同年9月2日まで
臨海浦海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町崎ノ北	和歌山県西牟婁郡白浜町崎ノ北地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月14日から同年9月2日まで
江津良海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町江津良	和歌山県西牟婁郡白浜町江津良地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月14日から同年9月2日まで
椿海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町椿	和歌山県西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月14日から同年9月2日まで

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第55号

和歌山県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県選挙管理委員会規程（平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成19年4月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本 恒 男
本則に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる」とあるのは、「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）第15条第2項の」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

和歌山県監査委員事務局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月27日

和歌山県代表監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員事務局に係る行政手続等における

情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程の一部を改正する規程

和歌山県監査委員事務局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程（平成17年和歌山県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる」とあるのは、「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）第15条第2項の」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第1号

和歌山県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県収用委員会規程（平成17年和歌山県収用委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成19年4月27日

和歌山県収用委員会会長 森 薫 満
本則に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる」とあるのは、「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）第15条第2項の」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

公 告

入 札 公 告

平成18年事業所・企業統計調査名簿データチェック電子計算機処理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成19年度

(2) 業務内容

平成18年事業所・企業統計調査名簿データチェック

<p>電子計算機処理業務</p> <p>(3) 業務委託の内容 仕様書による</p> <p>(4) 業務履行の場所 和歌山県が指定する場所</p> <p>(5) 履行期間 平成19年5月29日(火)から平成20年3月10日(月)まで</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成19年和歌山県告示第604号に規定する平成18年事業所・企業統計調査名簿データチェック電子計算処理業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県企画部計画局統計課</p> <p>(2) 日時 平成19年4月27日(金)から平成19年5月11日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前10時から午後5時まで</p> <p>4 入札説明書を交付する場所及び日時等</p> <p>(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 日時 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年5月11日(金)午後5時までの間に和歌山県企画部計画局統計課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 事業説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館 503号室</p> <p>(2) 日時 平成19年5月9日(水)午後2時から</p> <p>6 一般競争入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館 503号室</p> <p>イ 入札日時 平成19年5月28日(月)午後2時から</p>	<p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年5月28日(月)午前10時までに和歌山県企画部計画局統計課へ必着するように行わなければならない。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない</p>
---	--

者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する
とおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部計画局統計課の
職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に
基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって
申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を
決定するものとする。この場合において、当該入札者の
うち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあ
るときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない
和歌山県企画部計画局統計課の職員にくじを引かせるも
のとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が
ないときには、直ちに、再度の入札を行う。この場合にお
いては、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとす
る。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合に
おいて、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定す
る日時に入札の場所に出席していないものは、第2回以
降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称
及び所在地は、次のとおりとする。
ア 名称
和歌山県企画部計画局統計課
イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2399
(ファクシミリ番号 073-441-2386)
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通
貨は、日本語及び日本国通貨とする。

公 告

情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入
札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1
369号。以下「資格審査要綱」という。)に基づき、情報シ
ステムの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下
「競争入札」という。)に参加する者の資格審査を次のと

おり実施する。

平成19年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に参加することができる者の要件

競争入札に参加することができる者の要件は、次に掲
げる者以外の者で、資格審査要綱第5条に規定する競争入
札の参加資格に関する知事の審査(以下「資格審査」と
いう。)を受け、同要綱第9条に規定する競争入札参加有
資格名簿に登録されているものとする。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行
令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該
当する者
- (2) 国税、県税及び市町村税を滞納している者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号ま
でに掲げる者で、競争入札に参加することを停止され
た期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支
配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において
当該許可、認可等を得ていない者
- (5) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでい
ない者
- (6) 契約の履行が困難と認められる者
- (7) 資格審査基準日の属する事業年度の直前の2事業年度
の間に資格審査要綱第2条各号に規定する該当区分の情
報システムの契約実績がない者

2 資格審査の申請方法

(1) 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」とい
う。)は、競争入札参加資格審査申請書(以下「資格
審査申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して
知事に提出するものとする。

ア 事業経歴書

イ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登
記事項証明書

ウ 印鑑証明書(法人にあっては法務局の、個人にあ
っては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か
月を経過していないものに限る。)

エ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納
税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課
する個人住民税(県・市町村民税)

オ 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照
表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあ
っては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額
調及び損益計算書)

カ 誓約書

キ 申請者が代理人を選任した場合には、その委任状

(2) 資格審査申請書並びに(1)のア、カ及びキに掲げる申請書類の用紙は県で定めるものとし、当該用紙の入手については、和歌山県のホームページからダウンロードすること。

(3) 申請の手續について質問がある者は、平成19年5月31日(木)午後5時までの間に書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

3 資格審査申請書類の提出の時期

平成19年5月1日(火)から平成19年5月31日(木)までの間で、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間

4 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

5 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年6月29日(金)までに通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を認められた日から平成21年7月31日(金)までとする。

7 申請書類受付の場所及び問い合わせ先

和歌山県企画部 I T 推進局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2405

ファクシミリ番号 073-441-2409

電子メールアドレス e0212001@pref.wakayama.lg.jp

県議会に関する事項

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月27日

和歌山県議会議長 向井 嘉久蔵

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術

の利用に関する和歌山県議会規程の一部を次のように改正する。

本則に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる」とあるのは、「和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)第15条第2項の」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

正 誤

正 誤

平成19年4月17日付け和歌山県報第1851号和歌山県労働委員会告示第1号中

ページ	誤	正
11	水野八郎	水野八朗
12	株式会社イーストアジア・コーポレーション取締役社長	株式会社イーストアジア・コーポレーション取締役会長